

田野川・藤トンネル機能保全計画策定業務 特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、四万十市(以下、「本市」という。))が実施する「田野川・藤トンネル機能保全計画策定業務」(以下、「本業務」という。))に適用する。

第2条 通則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び高知県測量業務共通仕様書、高知県地質・土質調査共通仕様書、高知県土木設計等共通仕様書(以下、「共仕」という。))等のほか、次に示す図書に基づき実施しなければならない。

- (1) 高知県道路トンネル点検要領(令和7年1月高知県土木部道路課)(以下、「本要領」という。))
- (2) 道路トンネル定期点検要領(国土交通省道路局国道・技術課(直轄版))
- (3) 道路トンネル維持管理便覧【本体工編】(公益社団法人日本道路協会)
- (4) 農道保全対策の手引き(令和3年4月農林水産省農村振興局整備部地域整備課)(以下、「手引き」という。))

ただし、共通仕様書等の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

第3条 目的

本業務は、本市が管理する田野川・藤トンネル(農道トンネル)の点検・診断を行うものであり、近接目視点検および打音検査等の方法により本体工の変状および附属物全般の取付け状態の異常を把握し道路トンネルの健全性を診断することを目的に実施するものである。併せて、その結果を踏まえて、田野川・藤トンネルの保全対策コストの最小化、保全対策の効率化や平準化が図られるよう、点検時期、保全対策時期、保全対策工法、保全対策費用等の施設のメンテナンスサイクルを記載した個別施設計画を策定するものである。なお、対象トンネルは次のとおりである。

対象トンネル:田野川・藤トンネル(農道トンネル)

延長:178m、幅員:9.75m、竣工年月:2001年6月



第4条 管理技術者

- 1 本業務における管理技術者の資格要件については、以下のいずれかの要件を満たす者とする。
 - (1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア)建設部門で選択科目を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。
 - イ)総合技術監理部門で選択科目を「建設でトンネル」又は「建設で鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (2) 社団法人建設コンサルタンツ協会が実施するシビルコンサルティングマネージャ(RCCM)資格試験に合格し、同協会に備える「RCCM 登録簿」に登録されている者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。
- 2 管理技術者は、本業務が完了するまで原則として変更できない。病床、死亡、退職等やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術力を有する者を配置し、発注者の了承を得なければならない。

第5条 担当技術者

- 1 次のいずれかに該当する者
 - (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)による技術士とし、次のいずれかの要件を満たす者とする。
 - ア 建設部門で選択科目を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。
 - イ 総合技術監理部門で選択科目を「建設でトンネル」又は「建設で鋼構造及びコンクリート」とする。
 - (2) 公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程(平成 26 年 11 月 28 日付け国土交通省告示第 1107 号)に基づき、国土交通大臣の登録を受けた「国土交通省登録技術者資格」を有する者とし、区分は「施設分野:橋トンネルー業務:点検」又は「施設分野:トンネルー業務:診断」とする。
 - (3) 建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規定により大臣が認定した者とし、専門部門を「トンネル」又は「鋼構造及びコンクリート」とする。

第6条 照査技術者及び照査の実施

本業務のうち、トンネル点検診断に関する範囲は、照査技術者による照査を実施しないものとし、照査技術者を要件としないが、個別施設計画に関する範囲については照査技術者による照査を実施するものとする。

照査技術者は、管理技術者と同等以上の資格及び技術力を有するものでなければならない。また、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

第7条 応急処置

点検時に異常を発見した場合は、直ちに本市に報告しなければならない。また、応急処置については、本要領に基づき行うものとする。

第2章 業務内容

第1条 業務内容

1 トンネル点検診断

(1) 業務計画

業務の目的・趣旨を把握したうえで、設計図書に示す内容を確認し共仕第 1111 条に基づき、業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

交通規制計画の立案、効率的な点検業務を行うことを目的に実施する。

(3) 通行規制計画及び関係機関協議

交通規制計画に基づき、占用物件の占有者、県警(交通規制)等の関係者との協議を行う。この際、協議に必要となる資料も併せて作成するものとする。

(4) 道路トンネル覆工点検

点検要領に定めた方法により、必要な機器を用いてトンネル本体工の状態を確認する。また、点検により利用者被害の可能性がある、うき等を確認した場合は、除去するなど応急措置を実施する。

(5) 道路トンネル附属物点検

点検要領に定めた方法により、必要な機器を用いてトンネル内附属物の取付け状態等を確認する。また、点検により利用者被害の可能性がある異常を確認した場合は、取付け状態の改善等を行うための応急措置を実施する。

(6) 点検記録作成(覆工・附属物点検)

点検結果、健全性の診断、措置または措置後の確認結果を点検要領に定めた様式に記録する。

(7) 新技術等活用の検討

定期点検においては、「新技術利用のガイドライン(案)国土交通省」を参考にするとともに、利用する新技術は、「点検支援技術 性能カタログ(案)国土交通省」に記載されている仕様確認が行われた技術から選定することを基本とし、有用な新技術を積極的に活用するための検討を行い、調査職員と協議のうえ、採用する点検方法を決定した後に定期点検を行うものとする。

2 トンネル個別施設計画策定

(1) 計画策定の方針

管理する田野川・藤トンネルの本体工及び附属物に対し、トンネル個別施設計画を策定する上での、基本方針を確定する。なお、トンネル維持管理に関する基本的な考え方については、

手引きに準拠するものとする。

- 1) 老朽化対策における基本方針
- 2) 新技術等の活用方針
- 3) 費用の縮減に関する具体的な方針

なお、本業務では新技術等の活用などによる短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を含めた検討を行うものとする。

(2) 対策に係る全体事業費の算出

トンネル個別施設計画の策定を行うに際して、下記を一覧表形式等で整理する。

- 1) 構造物の諸元
- 2) 直近における点検結果及び次回点検年度
- 3) 対策内容
- 4) 対策の着手及び完了予定年度
- 5) 対策に係る全体概算事業費

(3) 個別施設計画の策定

本業務の検討結果をとりまとめ、トンネル個別施設計画を策定する。

第2条 打合せ協議

打合せ協議は、初回打合せ、中間打合せ2回、最終打合せ(成果品納入前)の計4回とし、初回打合せ及び最終打合せ、重要な打合せを行う場合は管理技術者が出席する。

第3条 報告書作成

本業務の検討結果をとりまとめ報告書を作成する。

- (1) 業務報告書(紙媒体1部、電子納品2枚(正・副))
- (2) 点検調書(調査記録表、現状写真)
- (3) その他 調査員の指示するもの

第4条 交通誘導警備員

本業務の点検を行うに際し、交通誘導警備員を6人配置することとしているが、現地踏査および関係機関との協議結果、現場条件等により配置人数に変更があった場合は設計変更の対象とする。

第5条 機械経費等

本業務の点検には、機械経費として高所作業車2日間の使用を想定しているが、現地踏査および関係機関との協議結果、現場条件等により、機械の仕様及び使用日数に変更が生じる場合には発注者と協議により変更の対象とする。

第6条 その他

この仕様書に関し疑義のあるとき、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議して定める。